

情報提供

那医発第 332 号
令和 7 年 9 月 17 日

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利 博朗
常任理事 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「麻薬取扱者免許証の有効期間の周知等について（依頼）」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。 ☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

沖 医 発 第 795 号
令和 7 年 9 月 11 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会
理事 稲富 仁
(公印省略)

麻薬取扱者免許証の有効期間の周知等について（依頼）

今般、沖縄県保健医療介護部長より、標記文書が発出されましたのでお知らせ致します。

さて、麻薬取扱者（麻薬施用者、麻薬管理者、麻薬研究者、麻薬小売業者）の免許の有効期間は、麻薬及び向精神薬取締法第 5 条の規定に基づき、免許の日からその日の属する年の翌々年の 12 月 31 日までとなっております。

本通知は、有効期限切れの免許では麻薬を取扱うことはできず、もし無免許状態で麻薬を所持、保管、患者に対し施用、譲渡などを行った場合は、重大な麻薬及び向精神薬取締法違反として捜査対象となりますので、所有する免許が年末に有効期限を迎える場合にはお早めに手続きを行っていただくよう周知するものです。

また、提出については麻薬業務所の所在地を管轄する保健所が設定する締切日までに提出をお願いいたします。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴会会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、届出様式の電子データ及び記載例は、沖縄県薬務生活衛生課ホームページに掲載されておりますのでご参照いただけますと幸いです。

記

沖縄県衛生薬務課ホームページ

（提出先のご確認・麻薬および向精神薬取締法関係の申請・届出関係資料等を以下の URL よりダウンロードいただけます。）

<https://www.pref.okinawa.jp/iryokenko/iryo/1005288/1005289/index.html>

- 麻薬管理者及び麻薬研究者の年間報告について（依頼）

（令和 7 年 9 月 3 日 （保薬第 901 号））

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局業務 2 課：高良
TEL：098-888-0087
FAX：098-888-0089
g2@okinawa.med.or.jp

一般社団法人沖縄県医師会 殿

沖縄県保健医療介護部長
(公印省略)

麻薬取扱者免許証の有効期間の周知等について（依頼）

日頃より、本県の麻薬行政の推進に御理解御協力いただき感謝いたします。
みだしのことについて、麻薬取扱者（麻薬施用者、麻薬管理者、麻薬研究者、麻薬小売業者）の免許の有効期間は、麻薬及び向精神薬取締法第5条の規定に基づき、免許の日からその日の属する年の翌々年の12月31日までとなっています。
有効期限切れの免許では麻薬を取扱うことはできず、もし無免許状態で麻薬を所持、保管、患者に対し施用、譲渡などを行った場合は、重大な麻薬及び向精神薬取締法違反として捜査対象になることもあります。
つきましては、貴会会員に対し、所有する免許が年末に有効期限を迎える方については、年内の早い時期にすみやかに下記手続を行うよう、御周知くださるようお願いいたします。
なお、手続については、麻薬業務所の所在地を管轄する保健所が通知する予定となっておりますので、保健所が設定する締切日までに提出をお願いします。

記

- 1 免許（法第3条関係）
令和8年1月1日以降も引き続き麻薬を取り扱う場合、麻薬取扱者の免許申請（別添参照）が必要です。
※ 麻薬取扱者の免許は更新制ではなく、その都度の許可になります。
 - 2 免許証の記載事項の変更届（法第9条関係）
現在所有する免許証の記載事項に変更がある場合、変更後15日以内に麻薬取扱者免許証記載事項変更届（別記第5号様式）を提出し、その後、新規の免許申請を行ってください（この手続を同時に行っても構いません）。
 - 3 業務廃止等の届出（法第7条関係）
免許の有効期間中（有効期間満了日を含む。）に業務又は研究を廃止する場合、廃止後15日以内に麻薬取扱者業務廃止届（別記第3号様式）と麻薬取扱者免許証を提出して下さい。なお、当該業務所又は研究所に麻薬取扱者が1名しかいない場合は、麻薬所有高届（別記第9号様式）も合わせて提出して下さい。詳細につきましては管轄保健所までお問い合わせ下さい。
 - 4 免許証の返納（法第8条関係）
免許の有効期間満了後15日以内（翌年の1月15日まで）に麻薬取扱者免許証返納届（別記第4号様式）と麻薬取扱者免許証を提出して下さい。免許の有効期間満了に伴い、令和8年1月1日以降の免許を受けた場合はこちらを提出してください。
- ※ 申請様式及び記載例は、沖縄県薬務生活衛生課ホームページに掲載しておりますので、ご参考下さい。

【担当】薬務生活衛生課 薬務班 金城、泉水 TEL 098-866-2055、FAX 098-866-2723
--

麻薬施用者、麻薬管理者

- 1 麻薬施用（管理）者免許申請書（別記第1号様式：新様式）
- 2 診断書（第2号様式）（※申請日から1ヶ月以内に作成されたもの）
- 3 資格を証明する書類（医師免許証等）の写し
- 4 申請手数料 ¥4,000（沖縄県収入証紙により）
- 5 現在持っている麻薬施用者（管理者）免許証の写し

※申請様式及び記載例は、沖縄県業務生活衛生課ホームページからダウンロードできます。
（トップページ＞医療・健康＞医療＞認可・届出関係（医療）＞麻薬及び向精神薬取締法関係の申請・届出）



【留意事項】旧姓又は旧漢字の取り扱いについて

- ・結婚等により医師、歯科医師、獣医師又は薬剤師籍（以下「医籍等」）の氏名の変更をしたが、業務上、旧姓を使用したい。
- ・医師、歯科医師、獣医師又は薬剤師免許証（以下「医師等免許証」）の氏名の漢字が旧漢字等だが、業務上は常用漢字等を使用したい。

基本的には、麻薬免許証の氏名は医師等免許証（免許証を書き換えていない場合は医籍等）に記載されている氏名のとおり記載しますが、旧姓や常用漢字等、医師等免許証又は医籍等に記載されている氏名又は漢字以外を使用したい場合は、麻薬免許証に、医師等免許証上の氏名及び業務上使用する氏名又は漢字を併記して発行します。

併記を希望する場合は、申請書の氏名欄には以下のとおり記載してください。

例1）結婚して姓が田中から鈴木になったが、業務上、旧姓（田中）を使用する場合。

申請書の氏名欄：鈴木 ○○（田中 ○○）

例2）免許証上は、「齋藤」だが、業務上、「斉藤」を使用する場合。

申請書の氏名欄：齋藤 ○○（斉藤 ○○）

※申請書をパソコン等で作成する際に漢字が印字されないときは、当該部分を手書きして申請してください。

※その他ご不明な点については、お問い合わせ下さい。

【参考】・麻薬施用者免許証の旧姓記載について（H26.7.17付け薬食監麻発0717第1号）

・麻薬等関係質疑応答集Q129（H21.3 厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課）

【提出方法】

麻薬書類は保健所に2部提出。控えが必要な場合は3部提出してください。

2、3部目はコピー可。申請書だけではなく添付書類のコピーもお願いします。（詳細は下図）

